

第35回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）午後3時00分～午後3時20分

2. 開催場所 邑楽町役場 202・203会議室

3. 出席委員 10人

1番 島田 信成

2番 清水 和夫

3番 松島 章倫

4番 天谷 雄一

5番 諸井 政男

6番 武井 輝行

7番 高田 洋子

8番 天谷 豊

9番 金子 節夫

10番 横山 正行

4. 欠席委員

5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

議案第 97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）

議案第 98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第 99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 報告

報告第 46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取下願について

報告第 47号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 48号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 会議の概要

| | |
|----------|---|
| 会長（天谷） | <p>それでは只今より、第35回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p> |
| 事務局長（吉田） | <p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p> |
| 会長（天谷） | <p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第35回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番武井輝行委員、同じく7番高田洋子委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第97号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>議案第97号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和2年5月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。5月8日、1班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p> |
| 会長（天谷） | <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> |
| 会長（天谷） | <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第98号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>議案第98号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年5月11日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては3ページから6ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 会長(天谷) | <p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| 7番(高田) | <p>7番高田です。5月8日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字藤川字壺本木地内、案内図は資料の3ページ、付近状況図は4ページを参照してください。申請地の一部が既に農業用物置として使用されていることによる是正申請です。また、新たな農業用物置兼農作業所用地としての申請です。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p> |
| 会長(天谷) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 会長(天谷) | <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定</p> |

| | |
|----------|--|
| 事務局(國府田) | <p>いたします。</p> <p>続きまして議案第99号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第99号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年5月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長(天谷) | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| 3番(松島) | <p>3番松島です。5月8日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は公共施設近距離区域内農地に当たり、第2種農地と判断されません。雑種地に隣接しており、農地として形も悪く、使いづらそうな農地でした。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p> |
| 会長(天谷) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> |
| 会長(天谷) | <p>続きまして議事日程第3、報告第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請取下願について、事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|----------|--|
| 事務局(國府田) | <p>報告第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請取下願についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請取下願があったので報告します。令和2年5月11日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、願出理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長(天谷) | <p>続きまして報告第47号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>報告第47号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年5月11日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における4条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、15ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> |
| 会長(天谷) | <p>続きまして報告第48号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>報告第48号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年5月11日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、15ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> |
| 会長(天谷) | <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第35回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> |

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年6月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 武井 輝行

委員 高田 洋子